

編集・発行/京都建設業事務組合・辰野行政書士事務所  
〒602-8048 京都市上京区下立売通油小路東入西大路町139-3 3F  
Tel (075) 411-4848・8880 Fax (075) 411-4800

## 新年のご挨拶

京都労働局長 角南 巖

新年、明けましておめでとうございます。

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会京都支部の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は大嶋支部会長を始め、役員及び会員の皆様には、労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

京都労働局長として9カ月が経ち、この間、京都の労働行政の課題に対し皆様にご協力をいただき取り組んでまいりました。今後も引き続き、総合労働行政機関としての機能を十分に発揮してまいります。

さて、京都府の雇用情勢は、昨年10月の有効求人倍率が1.23倍と前月と同水準で推移しているものの、雇用情勢は持ち直しの動きに足踏みが見られ、少子高齢化や人口減少等に伴い多くの企業において人手不足が深刻化するなど、中小企業では依然として厳しい状況にあります。今後益々労働生産性を向上させるとともに、働きやすい職場環境を整えることが重要になります。

そのため、京都労働局は、貴会はもとより京都府・京都市・労使団体等と連携しながら、オール京都体制の一員として人材確保対策等につながるような取組みをすすめるとともに、働く人に寄り添った施策を進めていきます。

また、人材不足への対応が喫緊の課題となるなか、府内企業への就職や職場への定着、多様な人材が働きやすい環境づくり、リスキリングによる能力向上の支援等、人材育成などの雇用労働施策を進めるほか、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」も推進してまいります。

このほか、物価上昇を上回る賃金状況を全国的に定着させ、全国平均1,500円の最低賃金を目指すという政府目標に向け、中小企業や小規模事業者の皆様へ、各種助成金の活用による生産性向上の支援など、積極的に取り組んでまいります。

様々な動き方が広がる中で、昨年11月にフリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されました。フリーランスの方が安心して働けるよう法の周知に努めるとともに、申し出により発注事業者への履行確保にもしっかりと対応してまいります。

こうした課題に的確に対応していくためには、労働者のセーフティネットとなる労働保険制度の確実な運営と財政基盤の確保が不可欠であります。

引き続き一般社団法人全国労働保険事務組合連合会京都支部の皆様と連携、協力し、未手続事業の一掃と労働保険適用徴収業務の課題に全力で取り組んでまいる所存ですので、今後とも皆様のご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

本年が一般社団法人全国労働保険事務組合連合会京都支部の皆様にとって、益々の発展と飛躍の年になりますよう心から祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

## 産業廃棄物講習会

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥や廃プラスチック類、木くずなど 20 種類の廃棄物のことです。これらは量に関する規定はなく、たとえ少量でも産業廃棄物とされます。排出された産業廃棄物を適切に処理(処分)出来る場所にもっていくため、産業廃棄物を収集し運搬するにあたり、他の業者から委託を受けて収集・運搬を行う場合には【産業廃棄物収集運搬業許可】の取得が必要となります。この許可は、廃棄物を積む場所・降ろす場所いずれの都道府県においても取得する必要があります。ただし、排出事業者が自ら運搬を行う場合には該当許可の取得は不要です。

複数の業者が入るケースも多い建設現場においては、原則として顧客から直接業務を受けた元請業者を排出事業者といいます。その現場で発生した産業廃棄物の収集・運搬を下請業者が行う場合、下請業者は産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しておく必要があります。

2025 年度の講習会も【オンライン形式】と【対面形式】の 2 つの開催形式があり、オンライン形式は事前に会社や自宅で講義動画を視聴し受講した後、会場にて修了試験を受ける 2 段階形式。対面形式は以前のように会場にて講義・修了試験を受ける方法で行われます。法人申請の場合は役員・個人申請は申請者本人が受けなければなりません。

オンライン形式講習会の試験は 4 月下旬、対面形式講習会は 7 月から順次開始します。(いずれも申込受付は 3 月 25 日に開始)

### (新規):講習会・収集運搬課程

《京都会場》京都リサーチパーク

【オンライン】 2026 年 2 月 26 日

【対面】 2025 年 7 月 9 日～10 日

《大阪会場》天満研修センター

【オンライン】 2025 年 5 月 14 日・6 月 19 日・10 月 1 日・2026 年 3 月 5 日

【対面】 2025 年 12 月 16 日～17 日・2026 年 2 月 17 日～18 日

### (更新):講習会・収集運搬課程

《京都会場》京都リサーチパーク

【オンライン】 2025 年 7 月 11 日・11 月 27 日・2026 年 2 月 27 日

【対面】 2025 年 11 月 26 日

《大阪会場》天満研修センター

【オンライン】 2025 年 5 月 13 日・6 月 18 日・7 月 16 日・10 月 1 日・11 月 18 日・2026 年 1 月 15 日・3 月 6 日

【対面】 2025 年 8 月 21 日・10 月 30 日

また、直近の決算書で“当期純損失”や“繰越損失金”が発生している場合には、別途具体的な対策を交えた書類を作成し提出しなければなりません。決算内容が不十分な場合や許可取得(新規・更新)についてのご相談は是非弊所へお電話ください。(TEL:075-411-8880)

## 決算後の提出は義務です

建設業許可を受けた建設業者は毎年決算終了後 4 ヶ月以内に【事業年度終了変更届】を提出しなければなりません。現在、**過去 5 年間【事業年度終了変更届】未提出業者の建設業許可更新の受付は受理されません。**弊所へ建設業許可更新・経営規模等評価審査申請(経審)をご委託いただいている業者様につきましては適時ご案内をお送りしており、決算報告書や工事経歴書などを頂戴した後弊所より提出をさせていただいております。

## 労働保険年度更新

労働保険料は毎年4月1日から翌年3月31日までの年度を単位として計算します。

【前年度の**確定**保険料】と【新年度の**概算**保険料】をあわせて計算し、申告・納付することを年度更新といいます。

原則、例年6月1日から7月10日までの間に年度更新を行う必要がありますが、労働保険事務組合に委託されている場合は上記期間とは異なります。

弊組合にご委託頂いている組合員の皆さま方には、2月末頃下書き用紙等の案内書類を送付しておりますので、記載しております期日までのご対応をお願いいたします。ご記入いただく内容は、必ず**3月末までの実績**をご記入ください。各組合員様の加入内容により、ご記入いただく用紙・内容に違いがございますのでお手元に到着の注意事項を熟読いただき、お間違えの無いようご記入ください。なお、申請書への押印は不要となっておりますので、ご記入いただけましたらFAX・メールにてお送りをお願いいたします。

申請書は弊組合にご委託頂いている組合員様すべてを纏めて提出しなければなりません。すべての組合員様の申告書が揃わなければ提出が出来ませんので、お忙しい中恐れ入りますがご協力賜りますようお願い申し上げます。

労働者を一人でも使用する事業所は、業種を問わず労働保険に加入しなければならない義務が法律で定められています

- ▷労働保険にまだ加入していない方
- ▷中小事業主・一人親方・会社役員・事業主の同居親族など  
特別加入しなければ労災給付が受けられない方
- ▷面倒な手続きでお困りの方

**このような事業主の方は今すぐご連絡を！！そしてこのような方をご紹介ください！！**

※建設事業において、施主より発注される工事現場の労災保険加入義務者は**元請業者**です。

この現場で災害が起こった場合に、労災保険の適用を受けられるのは元請・下請等の労働者のみであり、事業主や会社役員・一人親方等は特別加入制度以外適用されません。

特別加入制度は、労働保険事務組合を介さなければ加入することができません。

事務委託をすると、こんな**メリット**があります！！

- ▷労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- ▷労働保険料の額に関わらず、労働保険料を3回に分割納付できます。
- ▷労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。

## 建築士事務所手数料

令和6年12月の京都府議会において、京都府手数料徴収条例が一部改正されました。

※先月号(あゆみ 令和7年1月号)にてご案内しております、京都府税納税証明書手数料改正(400円→420円)と同条例です。

令和7年4月1日受付分より、建築士事務所登録手数料が下記の通り変更されます。

【現行】

一級建築士事務所 15,300円  
二級・木造建築士事務所 10,200円  
郵送手数料 600円

【改定】

一級建築士事務所 24,000円  
二級・木造建築士事務所 24,000円  
郵送手数料 700円

# 経審改正

マイナンバー法等の一部改正により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行がなくなっています。それに併せて経営規模等評価審査(経審)において手引きの改定が行われました。

京都府の主な改定は以下のとおりです。

## ○健康保険被保険者証の廃止に伴う改定

これまでの「健康保険被保険者証」「国民健康保険被保険者証」については令和7年12月1日まで有効なもののみ確認書類として扱われます。それ以降は「雇用保険被保険者証」または「雇用証明書(指定様式)」が代替書類となります。そのほか必要とされている【賃金台帳】や【標準報酬決定通知書】には変更ありません。

※滋賀県においては、【標準報酬決定通知書】や【マイナンバーカードの健康保険証利用登録の有無により、資格情報のお知らせや資格確認書】。大臣許可においては、新規計上の技術者のみ健康保険被保険者証が必要だったため、【資格取得確認及び標準報酬決定通知書】や【雇用証明書】。

## ○確定申告書の收受日付印押捺の廃止に伴う改定

令和7年1月より、書面申告等における確定申告書提出(送付)の際、申告書控えへの收受日付印の押捺が廃止されました。それに伴い、令和7年1月以降に書面申告された確定申告書の控えを提示・提出する場合には收受日付印の確認は行われません。ただし、電子申告をしている場合は税務署が電子申告を受付した旨のメール(受信通知)が変わらず必要となりますので必ず確定申告書の控えと併せて保管をお願いいたします。

## ○建設機械(ダンプ)の確認資料

ダンプ車の確認書類については【車検証】が不要となります。【自動車検査証記録事項】のみ提出となります。

## 経営のヒント! 損益分岐点

損益分岐点とは、支出と売上を差し引いたときに損益(利益)がゼロになる売上高のことです。損益分岐点売上高とも呼ばれ、「赤字になるボーダーライン」と「黒字転換する売上高を把握する」ことが出来ます。

損益分岐点を把握することで、数字に基づく明確な売上目標がわかるだけでなく、目標売上を達成するための費用の許容範囲も知ることが出来ます。

損益分岐点を計算するうえで必ず知っておかなければならないのは【固定費】と【変動費】です。

固定費は毎月・毎年、売上にかかわらず発生する費用で、主に家賃や通信費・保険料などがあります。変動費は売上の増減に応じてかかる経費で、仕入原価や原材料費・外注費などを言います。変動費は売上に比例して倍増し、これらは損益分岐点を計算するうえでとても重要になりますので把握しておきましょう。

損益分岐点 = 固定費 ÷ {(売上高 - 変動費) ÷ 売上高} で求めることが出来ます。

(例) 売上高 10,000 千円 / 固定費 2,000 千円 / 変動費 4,000 千円 の場合  
 $2,000 \div \{(10,000 - 4,000) \div 10,000\} = 3333.34$  千円

損益分岐点分析における(最終)利益としては、営業利益を用いる場合が一般的です。

実際には準固定費や準変動費などもあり、本来、分解は出来るだけ細かく正確に行う方がしっかりとした損益分岐点を算出することが出来ますが、まずは簡易な方法でも良いので調べてみましょう。

以前は、経審にて算出されるY点(経営状況)において、損益分岐点を用いた比率が審査に用いられていました。その際の最終利益は営業利益でなく経常利益が利用されており、かつ、固定費と変動費の分解に当たっては、販売費および一般管理費と支払利息を固定費・その他の費用を変動費とみなしていました。簡易的な分解方法ではありますが、大いに参考になるかと思えます。

